

就労系サービスにかかる在宅支援の利用申請について

★在宅でのサービスを提供する際は、以下の要件を全て満たす必要があります

※要件を満たさないと判断した場合は、サービス費の返還を求めます

①	在宅での作業活動、訓練等のメニューを確保すること
②	1日2回以上の連絡、助言または進捗状況の確認等その他支援を行い、日報を作成すること
③	緊急時の対応ができること
④	作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること
⑤	事業所職員による訪問、在宅利用者による通所、又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと
⑥	原則として1ヶ月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度等の評価を行うこと <u>※⑤が通所により行われ、あわせて⑥の評価等も行われた場合は⑥による通所として置き換えて差し支えない</u>
⑦	個別支援計画書に在宅支援の実施及びその内容について記載し、利用者より同意を得ていること
⑧	運営規定に在宅での訓練内容及び支援内容が明記されていること
⑨	通常のサービス利用とみなされ利用者負担額が発生することについて、利用者へ説明を行うこと



【流れ】

1 原則 **在宅支援の利用開始日までに**申請書類を提出してください



2 申請書の提出後、在宅支援のサービス提供を行ってください



3 毎月10日までに「対象者名簿」を市へ提出してください

【Q&A】

問1 申請書を提出した後、三木市から通知書等は届きますか？

(答) 申請書の提出をもって「受理」としますので、市から通知書等は発行しません。申請書類に不備があった場合のみ連絡します。

問2 申請書が受理された後、受給者証は再発行されますか？

(答) 申請書受理後に再発行は行いません。次回福祉サービスの更新時に受給者証に「在宅利用」と印字されるよう市で処理を行います。

問3 申請書の提出は定期的に必要ですか？

(答) 継続して在宅支援が必要と判断される場合は、在宅利用者の福祉サービス更新時に**再度申請書類一式を提出してください。**

問4 利用者が在宅支援を終了した際、何か届出は必要ですか？

(答) 在宅支援を終了した際の届出は必要ありません。

問5 在宅支援を行った場合「在宅時生活支援サービス加算」の算定は
できますか？

(答) 在宅支援を行っただけでは算定することはできません。

居宅において支援を受けることを希望する者であって、かつ、当該
支援を行うことが効果的であると市町村が認める者に対し、**当該事業
所が費用を負担することで**、在宅利用者の居宅に居宅介護事業所や重
度訪問介護事業所に従事する者を派遣し、居宅での利用者の生活に関
する支援を提供した場合に算定される加算です。

当該加算については、**居宅介護や重度訪問介護を利用している者**で
あって、就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）を居宅で利用
する際に、支援を受けなければ居宅での利用が困難な場合に加算す
ることとされています。

※三木市で支給決定が必要となります。心当たりのある場合はお問
い合わせください。

問6 申請書の提出を忘れていた場合はどうすれば良いですか？

(答) 速やかに三木市へ申請書を提出してください。

在宅支援を行った際のサービス費請求については、原則、市へ申請書
を提出した後からになります。**申請書提出前に行った在宅支援につい
ては、請求対象外となりますので、場合によってはサービス費の返還
を求めます。**

問い合わせ先

三木市役所 障害福祉課 障害者支援係

【電話】0794-82-2000(代表)

【FAX】0794-89-2449